日中パラメータ発明の特許実務比較と対応策

中国



補正制限の厳格差

無効手続では明細書からの新規追加補正が原則不可。

無効手続での補正



明細書のみに記載の特徴・数値範囲への減縮は原則不可

新規性の推定



原料・工程が類似する製品は同一と推定される規定あり

共通：範囲全域の立証とデータ限定



範囲全域の立証

日中ともに請求範囲全体での課題解決とサポート要件を要求。



出願後データの限定

事後提出データによる当初サポート欠落の補完は日中とも不可。

出願後データ参酌

当初開示から認識できる効果の補強に限り審査対象	当初開示から得られる効果の確認・補強に限り参酌

日本



補正制限の厳格差

明細書・図面の記載を根拠とする減縮訂正が可能。

無効手続での補正



明細書・図面の記載を根拠とする減縮訂正が可能

新規性の推定



合理的な疑いがある場合に拒絶通知し追試反論が可能

明細書作成における3大実務指針



1. 測定条件の明確化

公知規格の版年、サンプリング、範囲内の判定基準を明確化する。



2. 従属項の階層化

中国の補正制限を見据え、好ましい数値範囲を従属項に組込む。



3. 対比比較例の充実

組成とパラメータの寄与を切り分ける両方向の比較例を準備する。

Gemini Notebook